

**「六ヶ所再処理工場の使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル
固体廃棄物の保管廃棄能力向上に係る新設等計画書」の概要について**

六ヶ所再処理工場の使用済燃料受入れ・貯蔵施設の管理区域における作業で使用した木材、紙、作業着、ウェス等、使用済燃料により汚染された物の仮置き状態を改善するため、使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物の保管廃棄能力向上に係る変更を行う。

(1) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内への低レベル固体廃棄物の貯蔵室設置

使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内で貯蔵できるよう、本建屋の空きスペースを活用して最大保管廃棄能力約 430 本（200 リットルドラム缶換算。以下同じ。）の貯蔵室を設置する。

(2) アクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部先行使用

使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物をアクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋内で貯蔵できるよう、本建屋の一部（最大保管廃棄能力約 50,000 本のうち約 7,500 本）を再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できるよう変更する。

(3) 低レベル廃棄物貯蔵建屋の設置

使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物を貯蔵するため、最大保管廃棄能力約 13,500 本の低レベル廃棄物貯蔵建屋を新たに設置する。

添付資料：図－1 「六ヶ所再処理工場配置図」

表－1 「工事計画」

以 上